

岡山県地域移行促進センター事業実施要綱

1 目的

岡山県地域移行促進センター事業（以下「事業」という。）は、地域の精神保健及び精神障害のある人の保健・医療・福祉に関する各般の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、退院後に地域生活に移行する上で必要な援助を行う等により、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、岡山県及び岡山市とする。

岡山県及び岡山市は、知事が適当と認める法人等（以下「受託者」という。）に委託することにより事業を実施するものとする。

3 事業内容

事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 精神障害者24時間電話相談事業

ア 内容

(ア) 受託者は、地域で生活している精神障害のある人の生活を支援するため、24時間体制で電話による生活上の相談に応じる。

(イ) 電話相談では、相談者のニーズを把握するとともに、必要な情報提供、助言等を行う。

(ウ) 夜間・休日の急を要する医療上の相談の場合は、岡山県精神科救急情報センターを紹介するものとする。

イ 対象者

岡山県内に在住する精神障害のある人及びその家族。

ウ 実施体制

(ア) 精神保健福祉士、看護師等専門職が、精神障害のある人又はその家族からの相談に応じ、必要な情報提供、助言等を行うことができる体制が整備されていること。

(イ) 受託者の事務所など特定の場所において24時間電話対応を実施すること。

(2) 精神障害者ホステル事業（以下「ホステル事業」という。）

ア 内容

受託者は、精神障害のある人の地域生活の維持・継続及び入院の回避を図るため、精神障害のある人の心身の状況や生活環境等の理由により、居宅での生活が困難な場合における一時休息又は一時宿泊のための部屋を提供する。また、精神科病院に入院している患者が退院後に地域生活に移行する上で必要な訓練を行うため、体験宿泊の部屋を提供する。

イ 対象者

岡山県内に在住する精神障害のある人で、次に掲げる理由により、家庭での生活

が困難で、ホステル事業を利用することが適当であると認められ、主治医の了解が得られた者。

(ア) 心身の状況

不安や葛藤の亢進、不眠、緊張の増強 等

(イ) 生活環境

家庭内の緊張、人間関係の緊張 等

(ウ) その他

精神障害のある人の退院生活へのスムーズな移行のため、試験的に宿泊させることが適当な場合 等

ウ 利用の期間

1回の利用は、原則として7日以内とする。

エ 利用者の登録

ホステル事業を利用しようとする者は、あらかじめ氏名等を登録するものとする。ただし、受託者は、利用を希望する者の意思に反して登録を強制してはならない。なお、急を要する場合は、事前の登録がない者であってもホステル事業を利用できるものとする。

オ 実施体制

(ア) ホステル事業は、受託者が岡山市内に確保した建物において実施する。

(イ) 受託者の確保する建物は、2室以上の部屋を有するものとし、各部屋をそれぞれ1名が使用することとする。

(ウ) 各部屋は、台所、トイレ、風呂等日常生活を送る上で必要となる機能を備えていることとする。ただし、同一の建物内または近接する建物において同様の機能を提供することも可とする。

(エ) 各部屋には寝具、調理器具等の備品を備えておくこととする。

(オ) ホステル事業に用いる建物は、消防法等法令の基準を満たしているものであることを要する。

(カ) 精神保健福祉士、看護師等専門職が、ホステル事業の利用者（以下「利用者」という。）からの相談等に応じ、必要な指導、助言等を行うことができる体制が整備されているものとする。

カ 環境整備

受託者は、提供する部屋を利用者が快適に利用できるように、室内の環境整備について適切に配慮すること。

キ 利用者の負担

受託者は、居室利用料、飲食物その他個人に係る費用の実費、光熱水費、寝具使用料、共通経費等を利用者から徴収することができる。

ク その他

精神科病院に入院している患者が退院後に地域生活に移行する上で必要な訓練を行うための体験宿泊の部屋の提供（試験外泊）を実施する場合において、外泊期間中の入院基本料を算定するものについては、ホステル事業の対象とならないものとする。

4 関係機関との連携

受託者は、この事業を行うに当たっては、保健所、市町村、相談支援事業所、岡山県精神保健福祉センター、岡山市こころの健康センター、医療機関等の関係機関との連携を密にするものとする。

5 秘密の保持

事業に携わる者（当該事業から離れた者も含む。）は、利用者の身上及び家庭に関し、事業によって知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 報告

受託者は、事業の実施状況等について、県の求めがあったときは、資料提供等報告に協力することとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

なお、この要綱の制定により、岡山県基幹型精神障害者地域生活支援センター事業実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。